

農業経営負担軽減支援資金の概要

【償還負担の軽減を図るための資金（負債整理資金）の借入れ】

経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金を融通します。

1 借入対象者

以下の条件を満たす農業者（法人を含む。）

- ・ 農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの
- ・ 60歳未満の者では、主として農業に従事（60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事）しているもの
- ・ 農業所得が総所得の過半を占めるもの
- ・ 現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの

2 借入条件

実質無担保化

(1) 資金用途：営農負債の借換え

(2) 借入限度額：営農負債の残高

(3) 借入金利：0.10%（令和2年3月18日現在）

貸付当初5年間実質無利子化

(4) 償還期限：10年（うち据置期間3年）以内

※ ただし、既往債務の年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合の償還期限は15年以内

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間

3 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。